

八潮市新商品開発支援事業補助制度のご案内

この制度は、個性と魅力ある個店並びに商店街づくりを通じた商業活性化を目的として行う新商品開発を実施する商業団体等に対し、費用の一部を補助する制度です。

★対象者（市内のいずれかに加入する商業団体又は事業者の方）

- (1) 一定の区域において商店が集団形態をとり共同事業等を行う団体（商店会等）
- (2) 八潮市商工会 ※対象者の詳細については事前にお問い合わせください。

★補助対象事業

次のいずれにも該当する新商品開発事業

- (1) 品質（味、色合い、安全性等）が高いもの
- (2) 市場性があるもの
- (3) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）等関係法令に違反しないもの

★補助対象経費

次のいずれかに該当する新商品開発事業経費

- (1) 需用費：消耗品、材料等
- (2) 委託料：装飾委託、デザイン委託、分析調査委託等
- (3) 報償費：講演料、講師謝金等

※新商品開発自体の外注又は委託に要する経費や、商品量産に係る原材料等の購入に要する経費等、当補助金の主旨から適当ではないと判断される経費は補助の対象となりません！

★補助金の額

補助対象経費の**3分の1**以内（上限5万円）

★募集期間 ⇒ 令和6年4月1日から令和7年3月7日まで

※期間内に市の予算枠を超えた場合は、その時点で申し込みを終了します。

★手続きの方法 ⇒ [裏面をご覧ください](#)

★申し込み・問い合わせ先

八潮市商工観光課 商工・企業立地係 TEL 996-2111（内線479）

手続きの方法

申請書類用意

様式は市役所商工観光課の窓口で取得できます。

補助金申請

下記の書類を揃えて市役所商工観光課へ提出してください。
(*は指定用紙)

- * ①八潮市新商品開発支援事業補助金交付申請書 (様式第1号)
- * ② (別紙1) 補助事業計画書
- ③ (別紙2) 収支予算書

書類審査

補助金交付決定

市から交付決定通知書を送付します。

事業開始

新商品開発を行います。
事業期間が長期の場合や、実施内容に変更等が生じたときは
状況報告書により、事業の経過及び内容を報告してください。

- * ①八潮市新商品開発支援事業状況報告書 (様式第4号)
- ※変更等なければ状況報告書の提出は不要です

事業実績報告
及び補助金請求

事業完了後、下記の書類を揃えて市役所商工観光課へ提出してください。 (*は指定用紙)

- * ①八潮市新商品開発支援事業実績報告書 (様式第5号)
- * ② (別紙3) 収支決算書
- ③ 補助対象経費の領収書の写し
- ④ 事業実施の写真
- * ⑤ 補助金の請求書

補助金の交付

指定口座へ振込みます。